

青森県報

第三千二百二十九号

平成二十一年
八月二十八日
(金曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 一
- 漁船損害等補償法による加入区の指定……………(水産振興課) …… 二
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) …… 二

公 告

- 平成二十年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表……………(財産管理課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域局) …… 二
- 右 同……………(上北地域局) …… 三

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(東青地域局) …… 三
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) …… 四
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地域局) …… 四
- 土地改良事業施行の同意……………(三八地域局) …… 四
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) …… 四
- 右 同……………(西北地域局) …… 四
- 右 同……………(上北地域局) …… 五

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) …… 五

監査委員

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) …… 五

公安委員会

認知機能検査員等の認定等に関する規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) …… 六

正 誤

平成二十一年八月十八日号外第五十九号選挙管理委員会中……………(選挙管理委員会事務局) …… 六

告 示

青森県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項本文の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
社会福祉法人 寿栄会	いしどう寿栄荘 居宅介護支援事業所	平成 三・八・三
主たる事務所の所在地	所 在 地	
八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市石堂二丁目二九の七	

青森県告示第五百六十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定により、次のとおり加入区を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名 称	加入区の区域
青森県十和田湖	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋、字十和田湖畔字樽部及び字十和田湖畔字ノ口の区域

青森県告示第五百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分 名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前 株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿 五丁目一の一の四	同上	平成二十一年七月 二十七日
変更後	東京都新宿区新宿 二丁目一の一の二	同上	

公 告

平成二十年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成二十年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 建物共済事業
 - 分担金その他の収入 二、〇八二、八六七、六五五 円
 - 災害共済金、経費その他の支出 九七二、七二六、七七一 円
 - 正味財産 一三三、一四六、〇三九、五〇二 円
- 二 機械損害共済事業
 - 分担金その他の収入 九八六、九〇七、三三二 円
 - 災害共済金、経費その他の支出 三二九、五七〇、八四五 円
 - 正味財産 七、〇〇二、二五六、四八七 円

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社栄工務店
- 二 代表者の氏名 工藤 勝美
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字米崎五九の六六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一三四七七号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 六ヶ所エンジニアリング株式会社
- 二 代表者の氏名 橋本 良春
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二の二五八
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一一六五号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蟹田町土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	村上 耕治	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇	平成三・四・二就任
	鈴木 實	字蟹田小国南田一〇の	
	沼田 幸雄	字蟹田外黒山一一七の	
	旦代 元一	字蟹田小国山崎一の	
	石田 鏝一	字蟹田小国坂元一一三	
	沼田 正道	字蟹田外黒山一一七の	
	沼田 幸雄	字蟹田外黒山一一七の	
	石田 鏝一	字蟹田小国坂元一一三	
	旦代 元一	字蟹田小国山崎一の	
	鈴木 實	字蟹田小国南田一〇の	
	沼田 秀男	字蟹田小国岩井一三三	
理事	村上 耕治	字蟹田小国坂元二〇〇	三・四・二退任
	横山 廣光	字蟹田小国品吉一八	
	鈴木 幸康	字蟹田小国坂元一一	
	工藤 重次	字蟹田小国品吉一七の	
	鈴木 勝文	字蟹田小国南田一三三	
	沼田 正道	字蟹田外黒山一一七の	
	石田 鏝一	字蟹田小国坂元一一三	
	沼田 幸雄	字蟹田外黒山一一七の	
	沼田 正道	字蟹田外黒山一一七の	
	鈴木 勝文	字蟹田小国南田一三三	
	工藤 重次	字蟹田小国品吉一七の	
	鈴木三之助	字蟹田小国山崎一二一	
	石田廣太郎	字蟹田外黒山八五	
	沼田 博	字蟹田外黒山八五	
	前田 武廣	字蟹田小国品吉九五	

監事	鈴木 幸康	字蟹田小国坂元二二一
横山 廣光	の "	字蟹田小国品吉一八
"	"	"

土地改良事業の工事の完了

阿弥陀川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域総合整備事業

二 工事完了年月日

平成二十一年六月十日

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

中南地域県民局長 佐 藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	相馬 金精	弘前市大字大沢字下村元二五	平成三・二・九

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み

替えて準用する同法第十条第一項の規定により、五戸町に係る次の土地改良事業の施行に平成二十一年八月十二日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 五戸台地

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
浅水	ため池等整備事業	平成六・七・三
夢の森・倉石	中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）	三・一・二六
倉石	備"（暗渠排水）（農業用排水施設整備）	一三・一〇・一七
南の郷	備"（農道整備）（農地防災）（農業用排水施設整備）	一八・一・三
福地南部	農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）	一九・三・一五

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号) 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
相内	緊急農地集積ほ場整備事業	平成〇〇・三・二五
板柳中部	"	一八・三・〇〇
平山	"	一九・二・三三
下車力	一般農道整備事業	二〇・三・二七
下相野	"	二〇・九・一八
笹内	中山間地域総合整備事業	二〇・六・一六

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
北部上北	広域営農団地農道整備事業	平成〇〇・七・一六
姉沼川	水田農業経営確立排水対策特別事業	三・三・三三

中津1号堤

ため池等整備事業

三・一・二〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

南部町ふれあい交流プラザ 九の八七 南部町大字大向字泉山道

を

南部町ふれあい交流プラザ 九の八七 南部町大字大向字泉山道
ハートフルプラザ・はしかみ 一の八二 階上町大字道仏字天当平

に改める。

監査委員

青森県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十八日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

青森県監査委員 元 木 篤 子
 青森県監査委員 三 相 川 正 光
 青森県監査委員 三 橋 一 三

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
三 上 武 三	弘前市大字西大工町七二
宮 野 安 弘	青森市長島三丁目一四の七

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十一年九月一日から平成二十二年三月三十一日

公 安 委 員 会

認知機能検査員等の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

選挙管理委員会事務局

発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成三・八・六 号外第五九号	選挙管理 委員会告示	第四〇号	二	上	一四	二六二、〇二二人	二六二、〇二一人

平成二十一年八月二十八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十六号

認知機能検査員等の認定等に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員等の認定等に関する規則（平成二十一年三月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「。以下「講習規則」という。」第六条第二項第四号」を「第七条第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の認知機能検査員等の認定等に関する規則の規定は、平成二十一年六月一日から適用する。

正 誤

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭